

11 農業用ドローンによる農薬散布について

農業用ドローン（マルチローター型の小型無人航空機）を用いて農薬散布を行う防除は、「大阪府農業用ドローンによる農薬散布に係る安全使用実施要領」（令和元年 12 月 25 日付け農推第 2604 号通知）に定める事項を遵守し、適正かつ安全な実施のために万全を期すこと。なお、有人及び無人ヘリコプターによる農薬の空中散布については自粛すること。